



表2 支給内容と対象者

支給内容	対象となる人	受給できる人
介護用品 (紙おむつ、尿取りパッド、ドライシャンプー、その他介護に必要な消耗品)	要介護4か要介護5に認定されている在宅の65歳以上の高齢者で、その人の世帯が市民税非課税世帯であること	左に該当する人を介護している家族に支給します (助成の方法) 月額8,000円分の購入助成券を交付します
介護慰労金	要介護4か要介護5に認定されている在宅の65歳以上の高齢者で、その人の世帯が市民税非課税世帯であること	左に該当する人が1年にわたり介護保険のサービス(年間1週間の短期入所生活介護と短期入所療養介護の利用を除く)を受けなかった場合に、その人を介護している家族に支給します (助成の方法) 10万円を支給します ※1年間サービスを受けないことが条件になるため、実際の支給は平成13年度からとなります

○四十歳から六十四歳までの人の介護保険料
(第二号被保険者)の保険料
国民健康保険に加入されている人の介護保険料は、国民健康保険料に上乗せる形で納めてもらいいます。したがって、平成十二年度から国民健康保険税の納付書には、介護保険料が含まれた金額が記されます。

○六十五歳以上の人
(第一号被保険者)の保険料
白根市の六十五歳以上の人への保険料基準額が、年額三万三、六〇〇円(月額二、八〇〇円)と決定しました。しかし、特別の措置により平成十二年四月から九月までは保険料を徴収しません。平成十二年十月から十三年九月までは基準額の二分の一となります。
詳しい計算方法は三月一日号の介護保険特集をご覧ください。

問い合わせ

市役所保険福祉課
介護福祉推進室高齢福祉係
☎ 373-2111 (内線270、271、233)

白根市在宅介護支援センター
☎ 373-4663

介護保険が 始まった

介護保険制度が4月1日からスタートしました。介護を社会全体で支えるこの制度は、40歳以上の人全員が加入し、保険料を負担していただきます。

介護保険は内容の充実度や利用度が高くなるほど、保険者に負担が掛かる面もあります。円滑な制度利用に市民の皆さんのご理解をお願いします。

制度を皆さんから理解していただくために、今回広報とは別に介護保険を解説したパンフレットを配布しました。ぜひご覧ください。

表1 ホームヘルパーの利用者負担軽減の対象者

対象となる人	負担軽減の内容
(1) 平成11年度にホームヘルパーを利用している65歳以上の人(平成12年4月1日現在)で、その人が生活保護被保護者またはその人の世帯の生計中心者が所得税非課税の場合(平成11年度の費用負担額が0円の場合)	平成12年4月1日から15年3月末までの利用者負担は3% (平成15年4月から17年3月までは未定)
(2) 次のいずれかの要件に該当する人で、その人が生活保護被保護者またはその人の世帯の生計中心者の前年所得税が非課税の場合	平成12年4月1日から17年3月末までの利用者負担が3%
①65歳になる前の障害が原因で障害者手帳の交付を受けている65歳以上の人で、平成11年度にホームヘルパーを利用している人	
②65歳になる前1年の間に身体障害者制度のホームヘルパーを利用している人	
③要介護認定を受ける40歳から64歳までの人のうち、障害者手帳の交付を受けている人	

例)

要介護1と認定された人で、表1(1)に該当する人が介護保険でホームヘルパーを利用する場合の負担額(訪問時間が30分以上1時間未満で、身体介護が中心の場合)

$$4,020円 \times 97\% \text{ (介護保険からの給付)} = 3,899円$$

$$4,020円 - 3,899円 = 121円 \text{ (利用者負担分)}$$

(本来は1割負担なので402円となります)